

西陣病院における感染予防対策指針 2024.4月 改訂

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。西陣病院(以下「当院」とする)においては、本指針により院内感染対策を行う。

1. 感染予防に関する基本的な考え方

標準予防策を基盤とし、医療関連感染の防止対策を行う。標準予防策とはすべての患者の血液、体液・排泄物は感染の可能性のあるものとして取り扱うことであり、患者を交差感染から守ると共に、医療従事者の職業感染を防ぐことを目的とする。

2. 感染予防のための委員会に関する基本方針

感染予防に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど、医療関連感染対策活動の中核的な役割を担うために、西陣病院感染予防委員会を設置する。

感染予防委員会

1. 委員長 1名、副委員長 1名、委員 各部署代表者で構成する。
2. 感染予防委員会は毎月1回開催する。また、必要な場合、委員長は臨時感染予防委員会を開催することが出来る。
感染予防委員会の活動は「感染予防委員会規則」に定める。
3. 感染予防及び感染防止策を充実させるための体制の強化を図り、その実践的活動を組織的に行うため、感染予防対策室を設置し、予防委員会内に感染防止対策チーム(ICT)を構成する。

3. 感染予防対策推進のための組織とその基本方針 2023.10月 改訂

感染予防対策室を設置し、感染管理責任者を中心に感染防止対策チーム(ICT)を組織する。感染予防対策室はICTメンバーと共に検討し、適切な対策を立て実行し、感染対策委員会に報告する。また、重大な院内感染発症時には、速やかに病院長に報告しなければならない。

感染予防対策室: 感染管理責任者は、医療関連感染からすべての患者、職員を守るために日々感染防止に携わる業務を行う。また、感染症の早期発見と治療に努め、方針を明らかにし職員の教育を感染防止対策チームで実践していく。病院感染に関する問題を迅速に解決できるよう窓口になる。

権限

- ① 感染対策の目的のため、患者カルテを閲覧することができる
- ② アウトブレイク発生時の調査と介入を当該部署へおこなう
- ③ 職種、職位を問わず全職員へ感染対策の改善・指導ができる

感染防止対策チーム(ICT): 院内感染対策の実践的活動を行う目的に、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を中心に構成し、院内感染状況の把握、感染防止に関する企画・立案を行い、感染予防委員会に助言・提言する。

院内感染管理者及び感染防止対策チーム(ICT)の業務

1. 院内感染事例の把握とその対策の指導
2. 院内感染防止対策の実施状況の把握とその対策の指導
3. 院内感染発生状況のサーベイランスの情報分析, 評価と効果的な感染対策の立案
4. 抗 MRSA 薬・広域抗菌薬の届出制, 抗菌薬の投与方法(投与量, 投与期間等)の把握と適正化
5. 院内感染マニュアルの遵守状況の把握と指導
6. 定期的な院内巡視

医療関連感染を防止し、患者の安全と職員の健康・安全を守り、チーム医療としての組織的運営を図り、経済性も考慮する。

医療関連感染、そして職場環境の実態把握をするための調査および院内巡視、点検、感染及び伝播の防止や職員の安全と健康の確保を目的に、対策がマニュアルに沿っているか否か管理する。

4. 感染予防のための職員に関する研修に関する基本方針

医療従事者一人一人の感染症対策の実践レベルが高くなければ感染予防を徹底することは出来ない。患者及び医療従事者の感染リスクを最小限にする為、感染予防の基本的考え方及び、具体的方策について、職員に対し以下のとおり教育・研修を行う。

1. 全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上開催する。
2. 欠席者に対しては、研修DVD、参加者による各部署連絡会等を通じて周知する。その場合、追加資料等が必要な場合には総務室に依頼する。
3. 院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

職員は自己に医療関連感染の疑いがある時、および疑いのある患者を認知した時は委員会を通じて委員長に報告しなければならない。

臨床工学検査科は、医療関連感染に関する情報を、感染予防委員会に提出する。

6. 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

疫学的、臨床的問題となる感染症患者が発生したら緊急に委員会を開催し、現状を把握した上で医療関連感染を波及させないように素早く対策を立てる。

7. 患者への情報提供と説明に関する基本方針 2024. 10月 改訂

1. 疾病の説明と共に、感染防止の意義および基本的手技(手洗い、マスクの着用方法等)についても説明し、理解を得た上で協力を得る。
2. 本指針は、患者さん等にも感染対策への理解と協力を得るため、ホームページに掲載するとともに、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応ずるものとする。

8. 病院における感染予防の推進

職員は自らが感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。医療関連感染防止のため、職員は「院内感染予防対策マニュアル」(以下「マニュアル」という)を遵守する。マニュアルは、必要に応じて修正し、改訂結果は病院職員への周知徹底を図る。

附則

1. この指針は平成20年10月1日から施行する。
2. この指針の改廃は、院内感染予防委員会の承認を得るものとする。